

第1部 我が国財政について

I. 我が国財政の現状

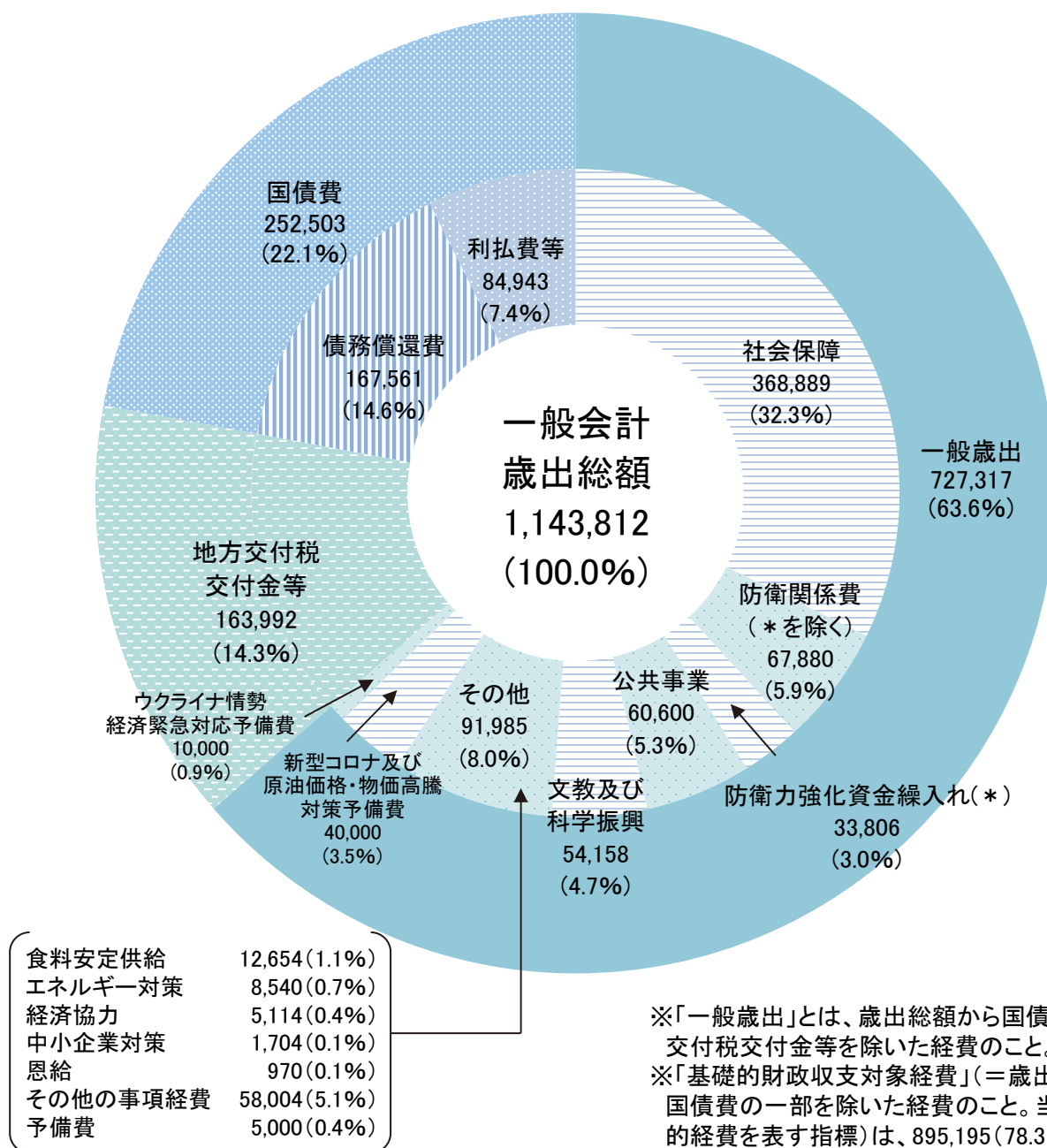
1. 令和5年度一般会計予算

(1) 歳出内訳

国の一般会計歳出では、社会保障関係費と地方交付税交付金等と国債費（国債の元利払いに充てられる費用）で歳出全体の3分の2を上回っています。

予算（令和5年度）

（単位：億円）



（注1）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

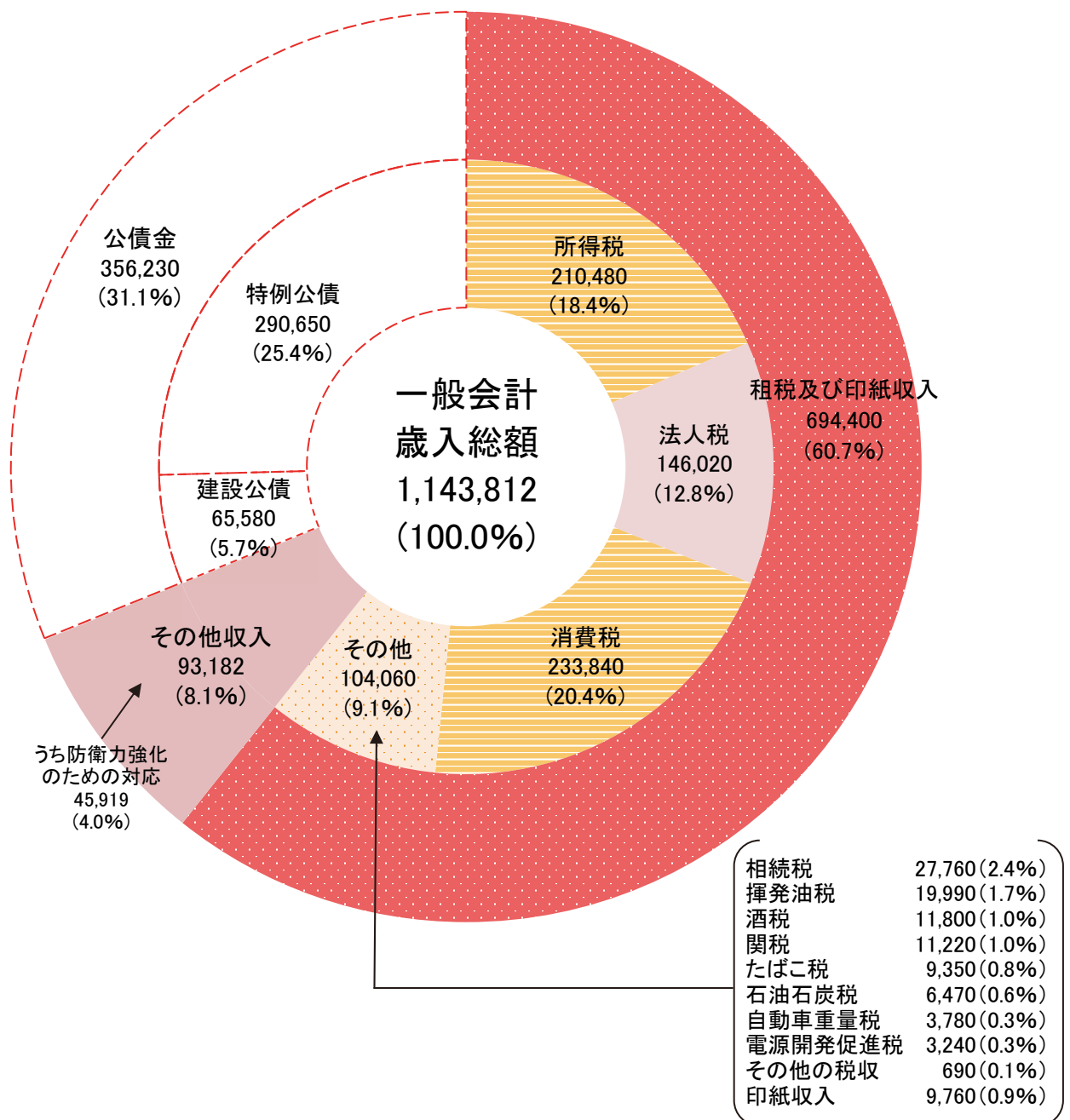
（注2）一般歳出における社会保障関係費の割合は50.7%。

(2) 歳入内訳

令和5年度の一般会計予算における歳入のうち税収は約69兆円を見込んでいます。本来、その年の歳出はその年の税収やその他収入で賄うべきですが、令和5年度予算では歳出全体の約3分の2しか賄えていません。この結果、残りの約3分の1を公債金すなわち借金に依存しており、これは将来世代の負担となります。

予算(令和5年度)

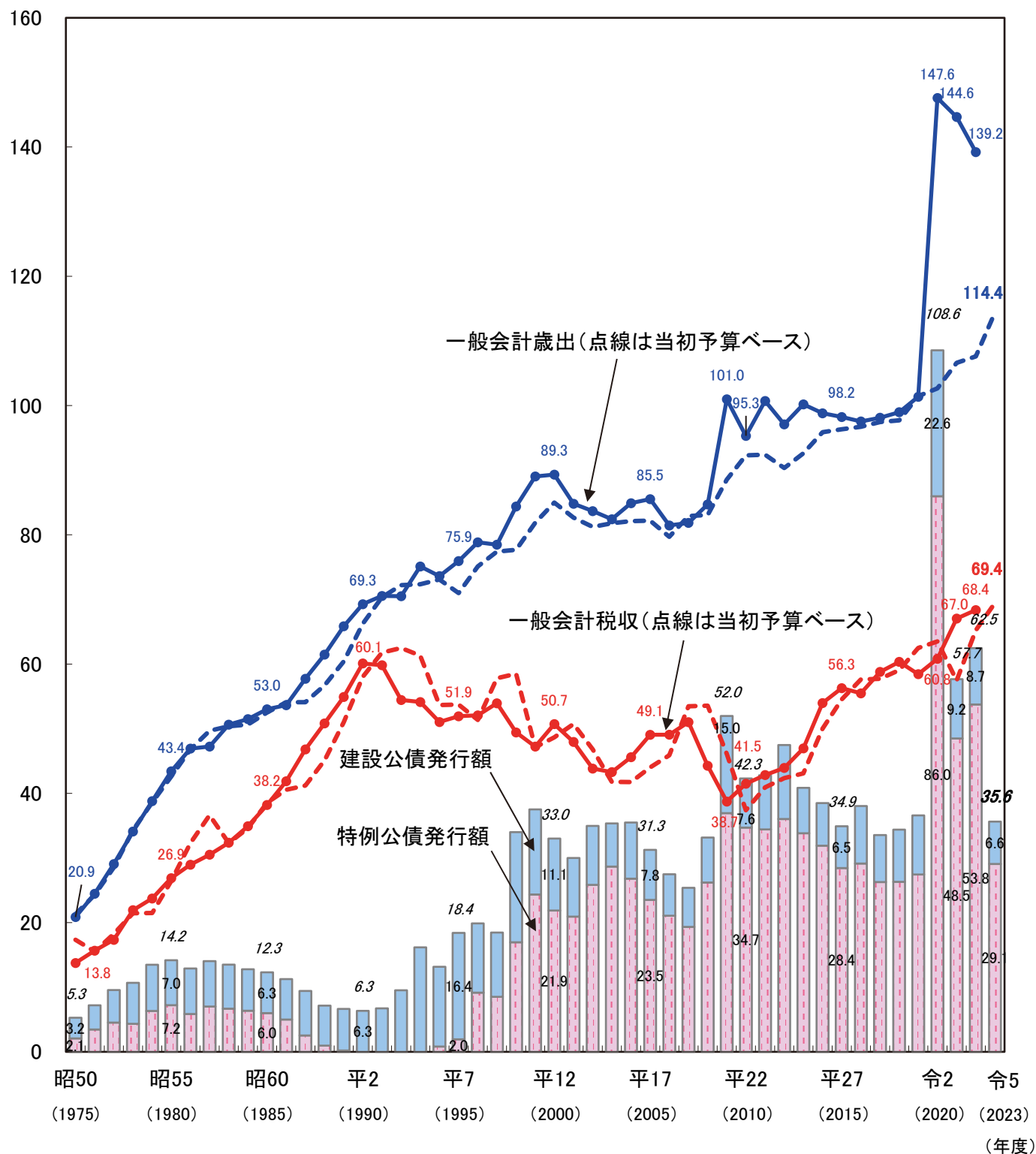
(単位:億円)



2. 一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いています。その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われています。

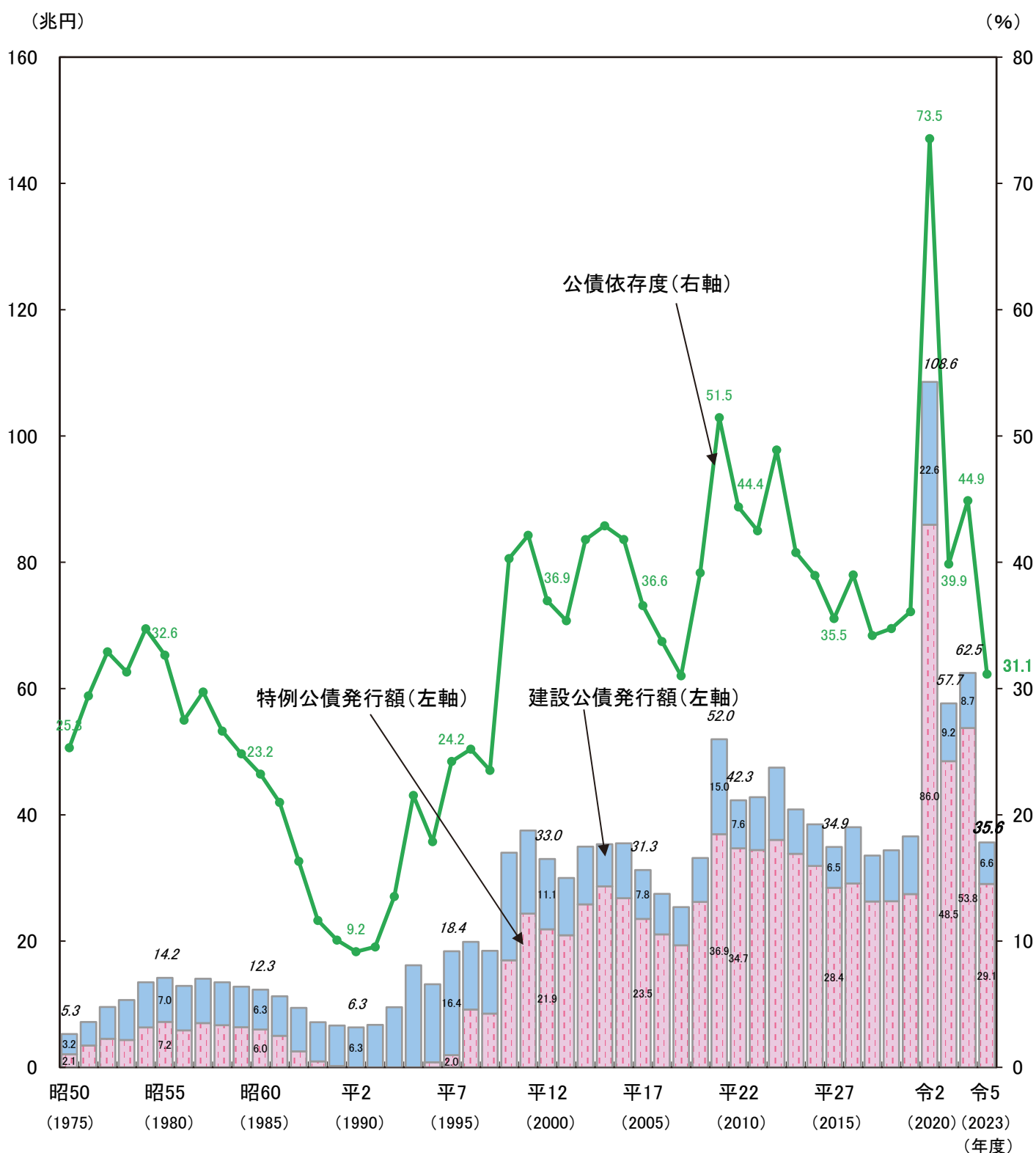
(兆円)



- (注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は予算による。点線は令和4年度までは当初予算、令和5年度は予算による。
- (注2) 特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
- (注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入れ3.4兆円が含まれている。

3. 公債発行額、公債依存度の推移

令和5年度の公債依存度(公債発行額／一般会計歳出)は31.1%と見込まれています。



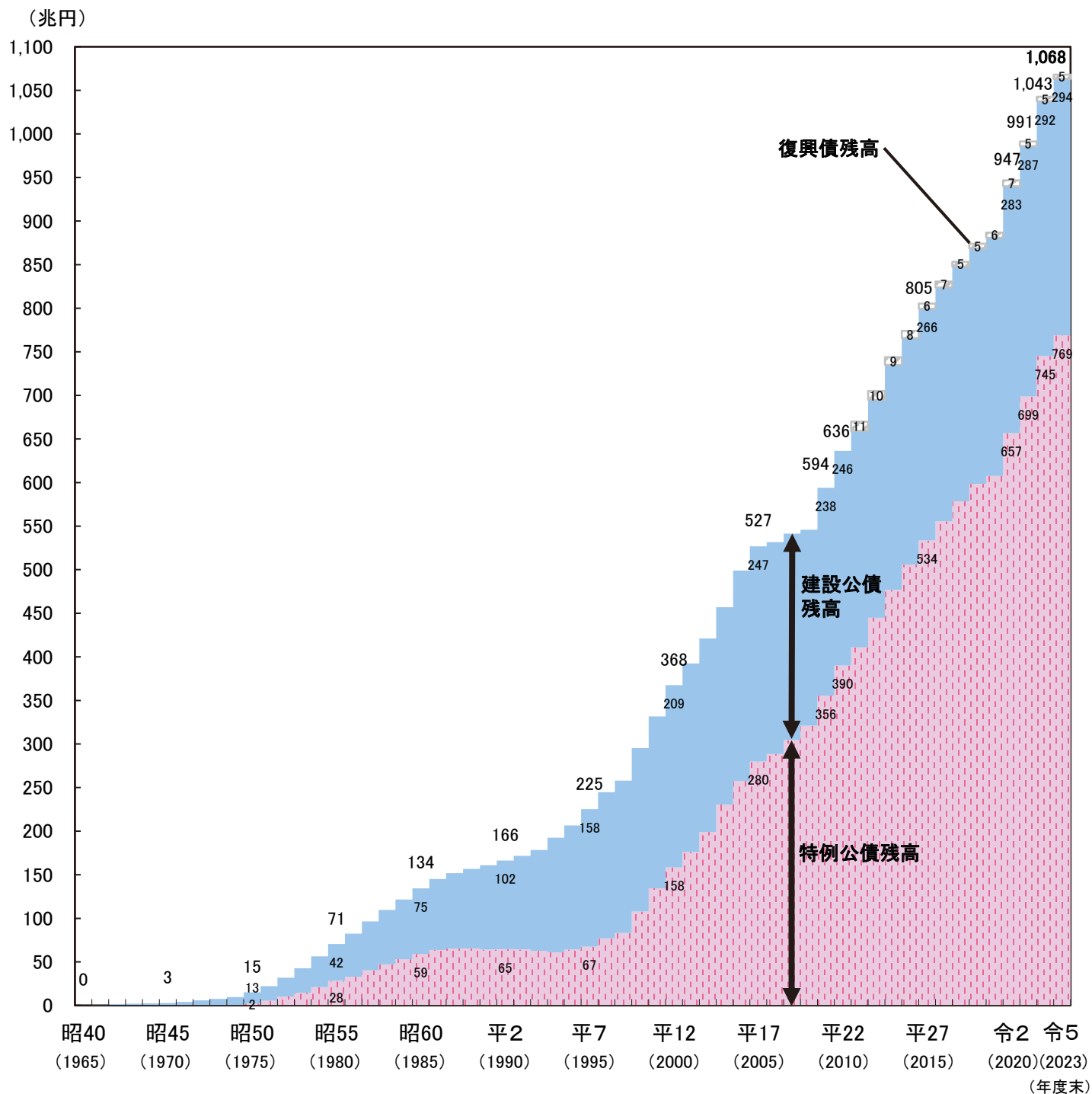
(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は予算による。

(注2) 特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3) 公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出。

4. 普通国債残高の累増

普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和5年度末には1,068兆円に上ると見込まれています。



(注1) 令和3年度までは実績、令和4年度末は第2次補正後予算、令和5年度末は予算に基づく見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債及びGX経済移行債を含む。

(注3) 令和5年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は1,043兆円。

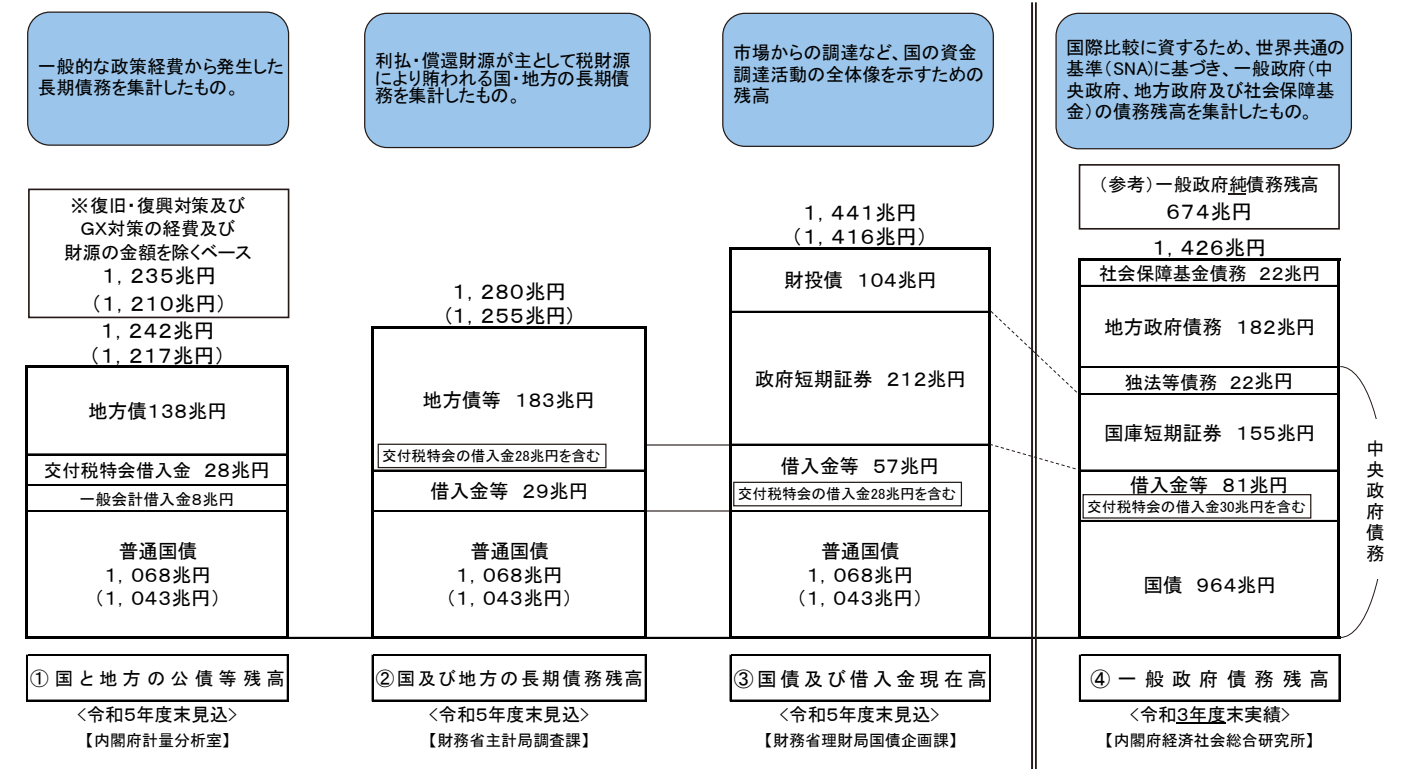
5. 国及び地方の長期債務残高

普通国債以外にも借入金や地方債などの長期債務が存在します。これらを国・地方の双方について集計した「国及び地方の長期債務残高」は、令和5年度末に1,280兆円（対GDP比224%）に達する見込みです。

	平成2年度末 (1990年度末) ＜実績＞	平成10年度末 (1998年度末) ＜実績＞	平成15年度末 (2003年度末) ＜実績＞	平成20年度末 (2008年度末) ＜実績＞	平成24年度末 (2012年度末) ＜実績＞	平成25年度末 (2013年度末) ＜実績＞	平成26年度末 (2014年度末) ＜実績＞	平成27年度末 (2015年度末) ＜実績＞	平成28年度末 (2016年度末) ＜実績＞	平成29年度末 (2017年度末) ＜実績＞	平成30年度末 (2018年度末) ＜実績＞	令和元年度末 (2019年度末) ＜実績＞	令和2年度末 (2020年度末) ＜実績＞	令和3年度末 (2021年度末) ＜実績＞	令和4年度末 (2022年度末) ＜実績＞	令和5年度末 (2023年度末) ＜予算＞
国	199 (197)	390 (387)	493 (484)	573 (568)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,017 (1,002)	1,068 (1,048)	1,097 (1,072)
普通国債 残高	166 (165)	295 (293)	457 (448)	546 (541)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	874 (823)	887 (843)	947 (937)	991 (976)	1,043 (1,023)	1,068 (1,043)
対GDP比	37% (37%)	55% (55%)	87% (85%)	106% (105%)	141% (139%)	145% (141%)	148% (142%)	149% (141%)	152% (144%)	154% (145%)	157% (148%)	159% (151%)	176% (174%)	180% (177%)	186% (183%)	187% (182%)
地方	67	163	198	197	201	201	201	199	197	196	194	192	192	191	188	183
対GDP比	15%	30%	38%	38%	40%	39%	38%	37%	36%	35%	35%	35%	36%	35%	34%	32%
国・地方 合計	266 (264)	553 (550)	692 (683)	770 (765)	932 (921)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,077 (1,028)	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,165 (1,156)	1,208 (1,193)	1,257 (1,237)	1,280 (1,255)
対GDP比	59% (59%)	103% (103%)	131% (130%)	149% (148%)	187% (184%)	190% (185%)	191% (186%)	191% (183%)	194% (186%)	194% (185%)	197% (188%)	199% (191%)	217% (215%)	219% (217%)	224% (221%)	224% (219%)

- (注1) GDPは、令和3年度までは実績値、令和4年度及び令和5年度は政府経済見通しによる。
- (注2) 債務残高は、令和3年度までは実績値。国は、令和4年度については第2次補正後予算、令和5年度については予算に基づく見込み、地方は、地方債計画等に基づく見込み。
- (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債、及びGX経済移行債を普通国債残高に含めている。
- (注4) 令和3年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた値。令和4年度末、令和5年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた値。
- (注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和5年度末で28兆円)である。
- (注6) このほか、令和5年度末の財政投融资特別会計国債残高は104兆円。

(参考)各種統計における債務残高



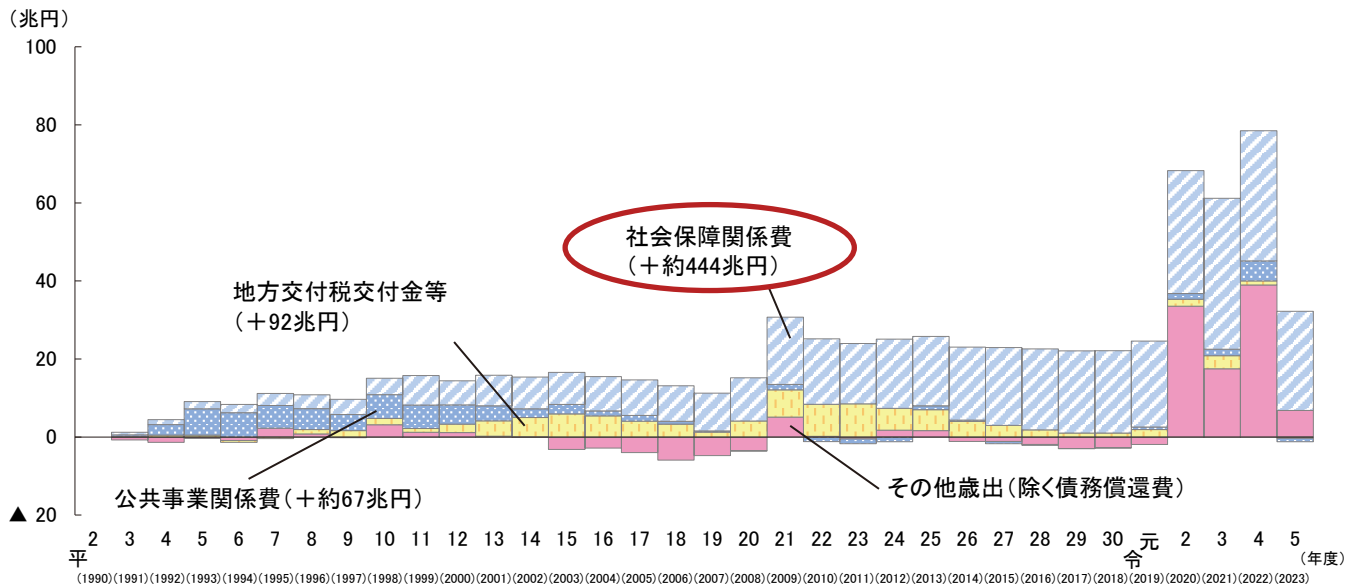
- (注1) 「交付税特会」とは、「交付税及び譲与税配付金特別会計」を指す。
- (注2) ()内は、翌年度借換のための前倒債限度額(25兆円)を除いた値。
- (注3) 令和5年度末の普通国債は、復興債(約4.9兆円)を含む値。
- (注4) ①の一般会計借入金とは交付税特会借入金の一部を一般会計に承継したもの。
- (注5) ②の地方債等には、地方債、交付税特会借入金、地方公営企業債(普通会計負担分)(約16兆円)が含まれる。
- (注6) ②及び③の借入金等＝借入金＋出資国債等。なお、②の借入金等は、地方の負担で償還される交付税特会借入金残高(約28兆円)を除いた値。
- (注7) ④の国債は普通国債、交付国債及び承継国債、④の借入金等は出資国債等を含む。
- (注8) ④の国債及び地方政府債務に含まれる地方債は時価ベース。
- (注9) ①、②及び③は令和5年度予算及び地方債計画等に基づく見込み。
- (注10) 「一般政府純債務残高」は、「一般政府債務残高」から金融資産残高(一般政府)(約752兆円)を差し引いたもの。

6. 普通国債残高の増加要因

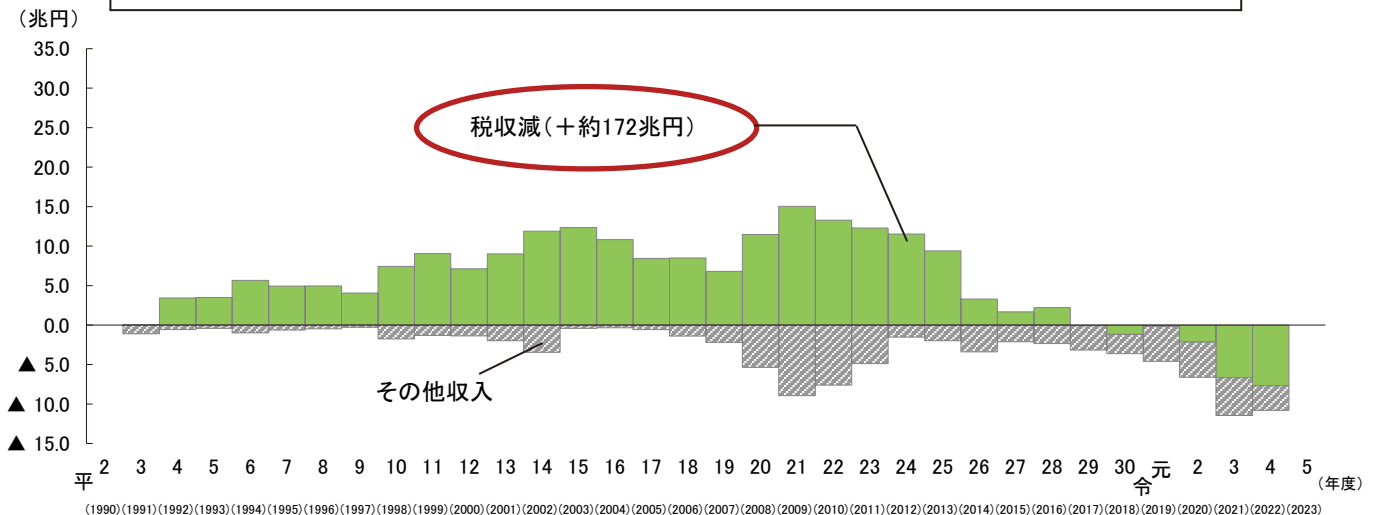
特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高の累増について見ると、歳出面では、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方交付税交付金等の増加が主要因となっています。また、歳入面では、過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっています。

平成2年度末から令和5年度末にかけての普通国債残高増加額：約897兆円

歳出の増加要因：+約678兆円



税収等の減少要因：+約85兆円



部分だけで普通国債残高増加額の7割程度を占める。

平成2年度の収支差分による影響
（約2.8兆円（平成2年度収支差分）×33年分（平成3～令和5年度））：+約94兆円

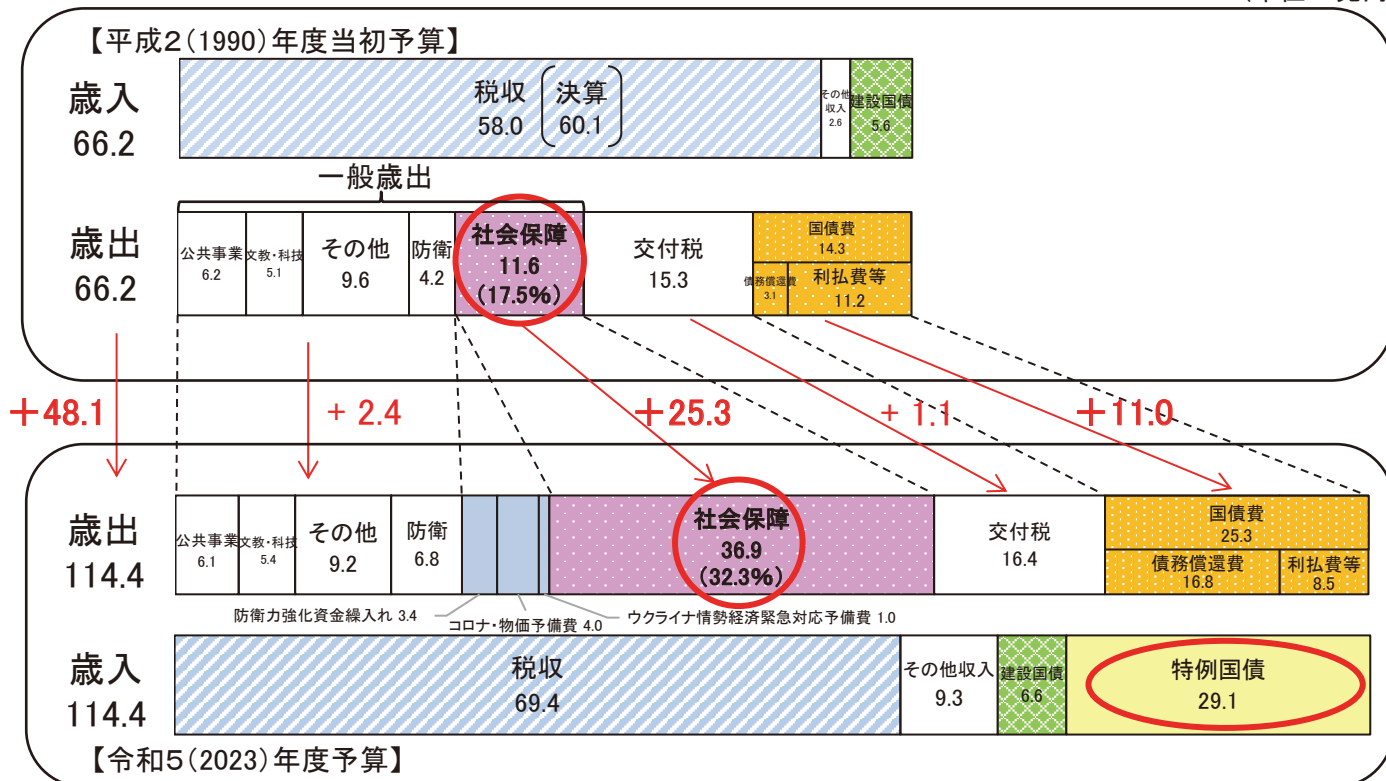
その他の要因（国鉄等債務承継など）：+約40兆円

- （注1）令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は予算による。ただし、令和4年度歳出額には、令和3年度から令和4年度への繰越額を含む。
- （注2）復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を普通国債残高からは除くとともに（令和5年度末で4.9兆円）、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの（7.6兆円）を除いている。
- （注3）税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである（増減が残高の増加に影響しない）ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分（地方の財源不足補てん部分等）を歳出の増加要因として計上している。
- （注4）平成2年度の収支差分は、債務償還費を除いた歳出から公債金以外の歳入を差し引いたもの。

7. 平成2年度と令和5年度における国の一般会計歳入歳出の比較

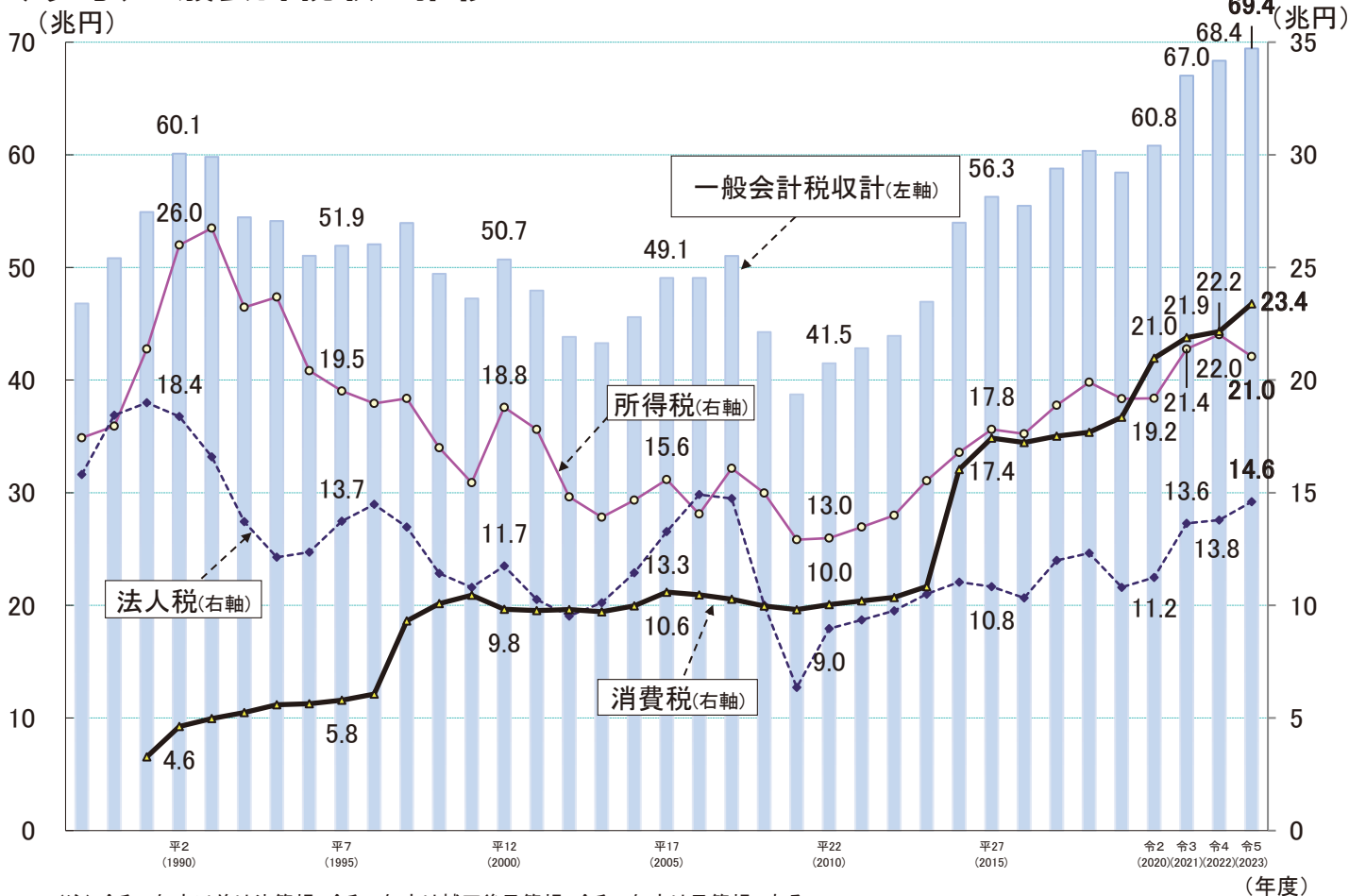
特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度予算と比較すると、令和5年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債でまかっています。

(単位：兆円)



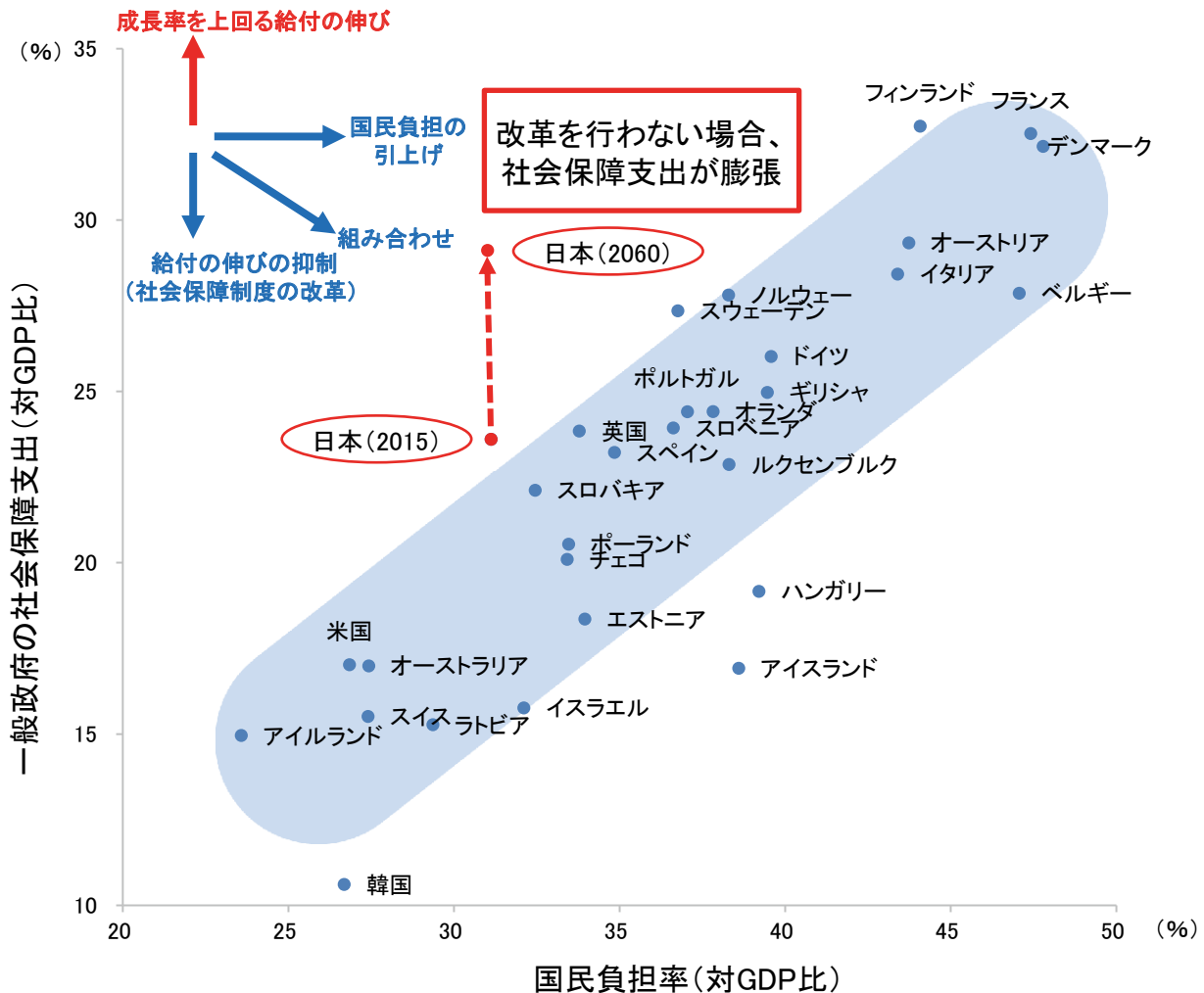
(注) 括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。

(参考) 一般会計税収の推移



8. OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係

我が国は諸外国と比べ、給付と負担のバランスが不均衡の状態に陥っており、制度の持続可能性を確保するための改革が急務です。



(出所) 国民負担率: OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", 内閣府「国民経済計算」等。

社会保障支出: OECD "National Accounts", 内閣府「国民経済計算」。

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は2015年度実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、オーストラリアについては2014年実績)。

(注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

(注4) 網掛け部分は、日本・諸外国の各座標とその回帰線からの距離の95%信頼区間を表している。

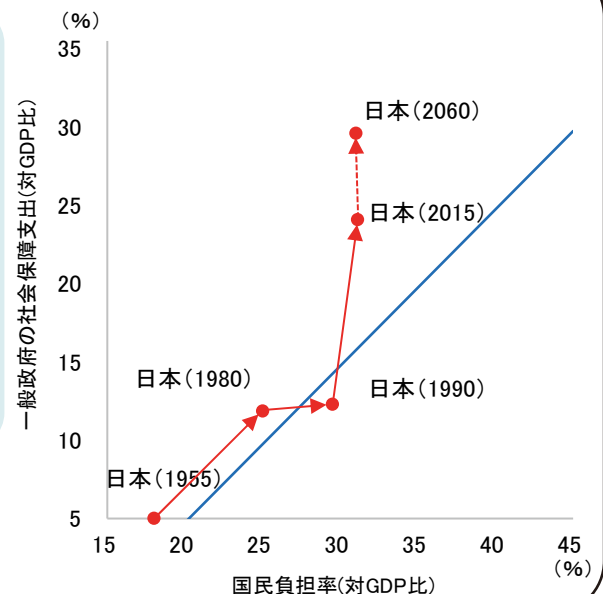
(参考)日本の社会保障支出と国民負担率の変遷

- 右図の青線は、(特例公債発行から脱却した1990年度における非社会保障支出対GDP比を前提として、)社会保障の給付と負担のバランスがとれ、プライマリーバランスが均衡している状況を示しています。この青線よりも上に位置している年度は、社会保障給付を租税と社会保険料等(国民負担)で賄えておらず、プライマリーバランスが赤字となっていることを意味しています。
- 日本は、戦後、高度経済成長に伴い負担とバランスがとれた形で給付を増やしてきました。
- しかしながら、1990年度以降は、少子高齢化に伴い、社会保障給付費が増大する一方で、それに見合った負担は確保されておらず、給付と負担がアンバランスとなっていることがわかります。引き続き、社会保障の持続可能性を高めるため、歳出・歳入両面の改革の取組を続けていく必要があります。

(出所) 内閣府「国民経済計算」。ただし、社会保障支出は、1955年の日本の値については国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」における社会保障給付費。

(注1) ここでのプライマリーバランスは「国民負担率-(社会保障支出+非社会保障支出[利払費を除く])」(いずれの値も対GDP比)として簡便に捉えたものであり、SNAベースのプライマリーバランスとは異なる。

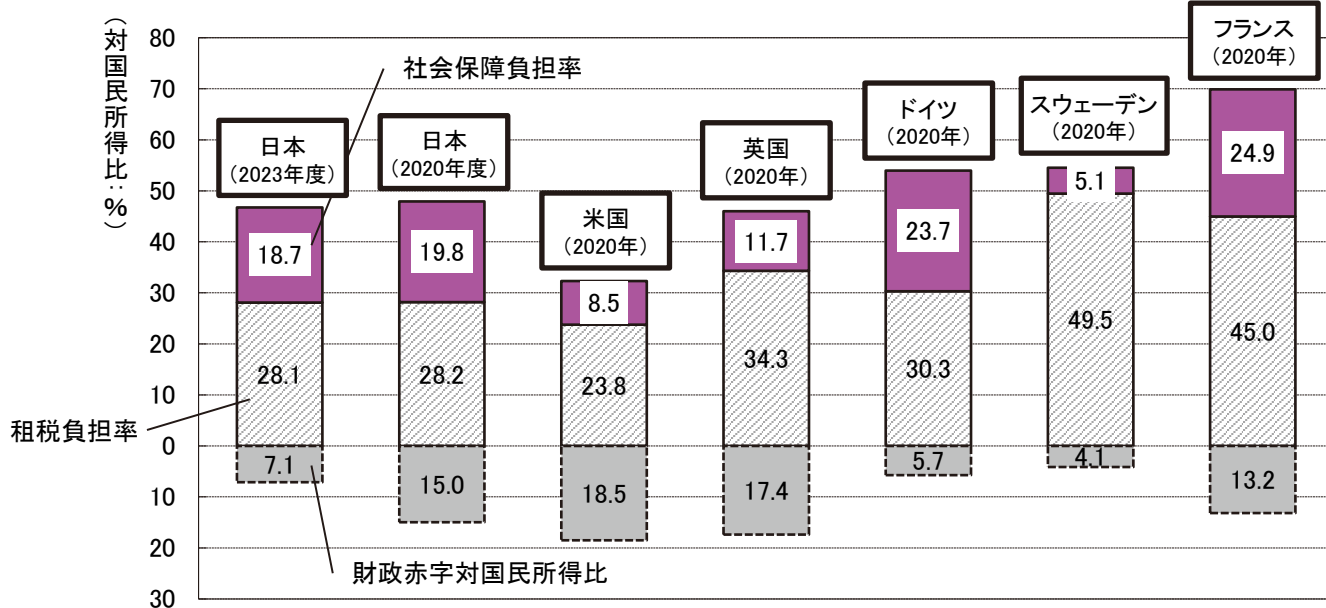
(注2) 非社会保障支出は、1990年度は対GDP比約15.8%であり、それ以降もほぼ同水準(15%台)で推移している。



9. 国民負担率の国際比較

我が国の国民負担率は、諸外国と比べて低いのが現状です。我が国の財政や社会保障の仕組みを持続的なものとしていくためには、高齢化に伴う社会保障給付費の増加と国民の負担の関係について、国民全体で議論していく必要があります。

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】 【潜在的国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



国民負担率	46.8 (34.5)	47.9 (33.5)	32.3 (26.1)	46.0 (34.7)	54.0 (40.7)	54.5 (36.7)	69.9 (47.7)
潜在的国民負担率	53.9 (39.7)	62.9 (43.9)	50.8 (41.1)	63.4 (47.8)	59.7 (45.1)	58.6 (39.5)	83.0 (56.7)

(対国民所得比: % (括弧内は対GDP比))

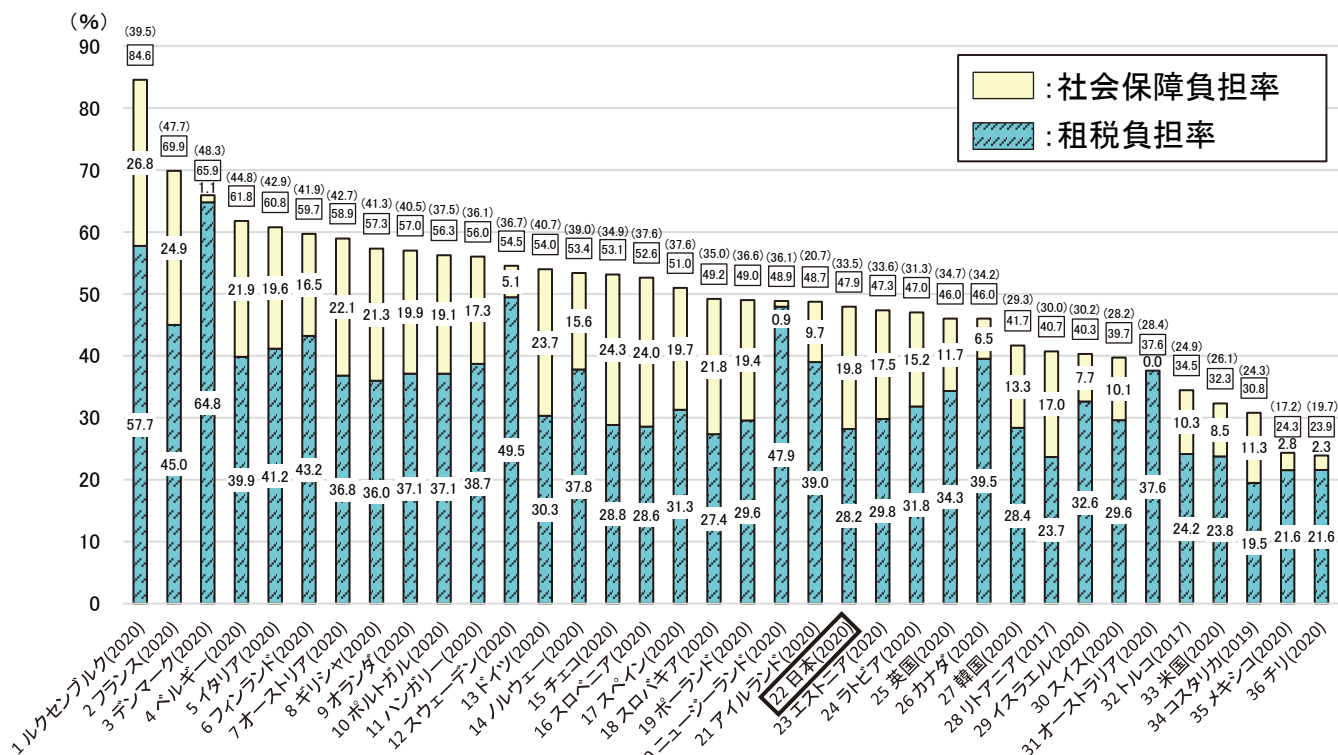
(出所) 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", "Economic Outlook 112" (2022年11月22日)

(注1) 日本の2023年度(令和5年度)は見通し、2020年度(令和2年度)は実績。諸外国は推計による2020年暫定値。

(注2) 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

国民負担率(対国民所得比)のOECD諸国との比較



(出所) 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: OECD "National Accounts", "Revenue Statistics"

(注1) OECD加盟国38カ国中36カ国。日本、オーストラリア、アイルランド、トルコについては実績値。それ以外の国は推計による暫定値。

コロンビア及びアイスランドについては、国民所得の計数が取得できないため掲載していない。

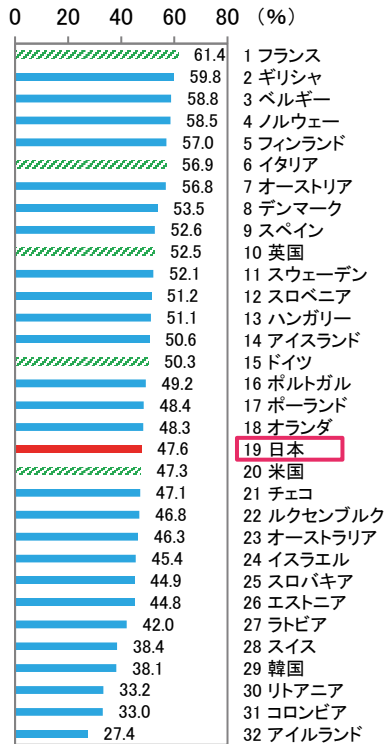
(注2) 括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。

(注3) 日本は年度、その他の国は暦年。

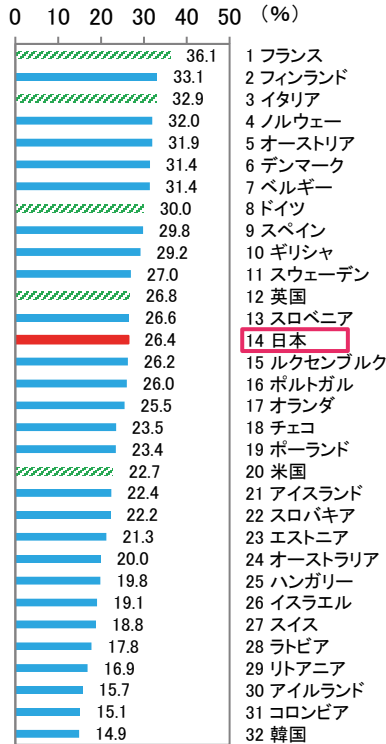
10. OECD諸国の政府支出及び収入の関係

政府の総支出はOECD諸国の中でやや低い水準となっており、その内訳を見ると、社会保障以外の支出は低く、社会保障支出は、高齢化を反映して中程度となっています。一方で、租税収入や財政収支は、OECD諸国と比較して、低い水準となっています。

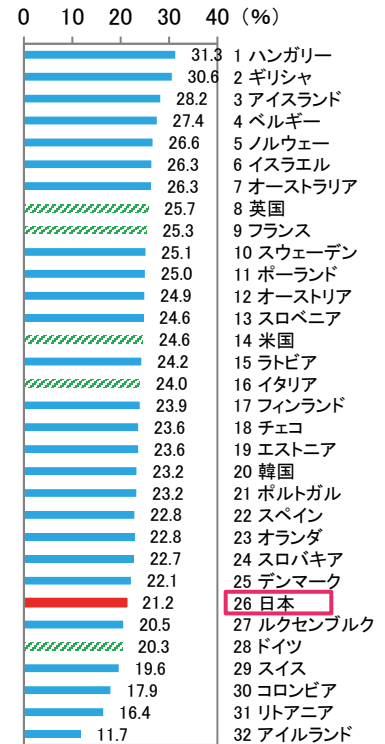
政府の総支出
(対GDP比)



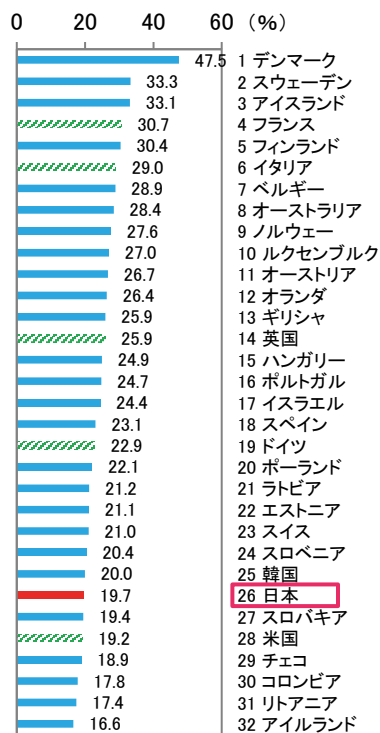
政府の社会保障支出
(対GDP比)



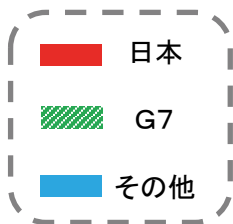
政府の社会保障以外の支出
(対GDP比)



政府の租税収入
(対GDP比)



政府の財政収支
(対GDP比)



(出所) 財政収支以外：内閣府「国民経済計算」、OECD「National Accounts」「Revenue Statistics」等、財政収支：OECD「Economic Outlook 112」(2022年11月22日)

(注1) 日本は2020年度実績値。オーストラリア、アイルランドは2020年実績値(コロンビアは2019年実績値、リトアニアは2017年実績値)。

それ以外の国は推計による2020年暫定値。

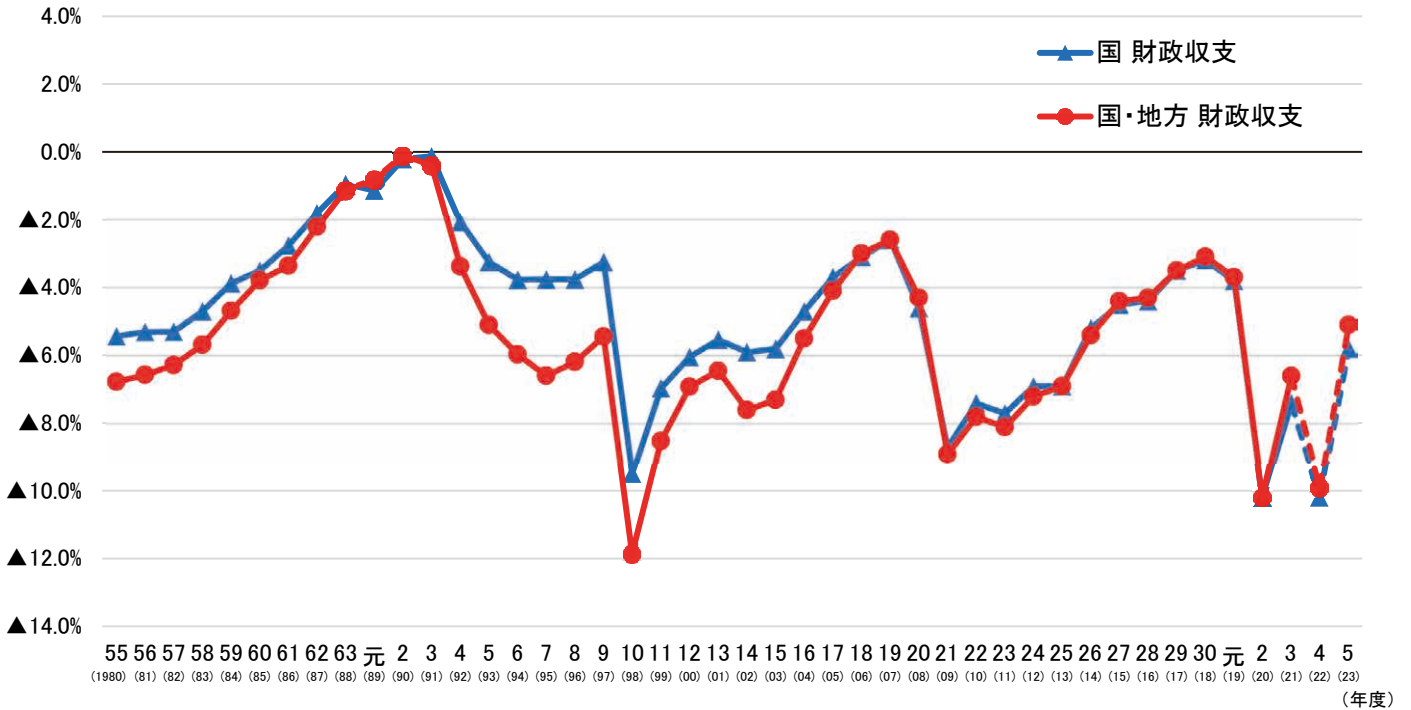
(注2) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

ただし、日本の財政収支には社会保障基金を含まず、米国の財政収支には社会保障年金信託基金を含まない。

11. 財政収支・プライマリーバランス対GDP比の推移

我が国の財政収支とプライマリーバランス対GDP比は、赤字が続いています。

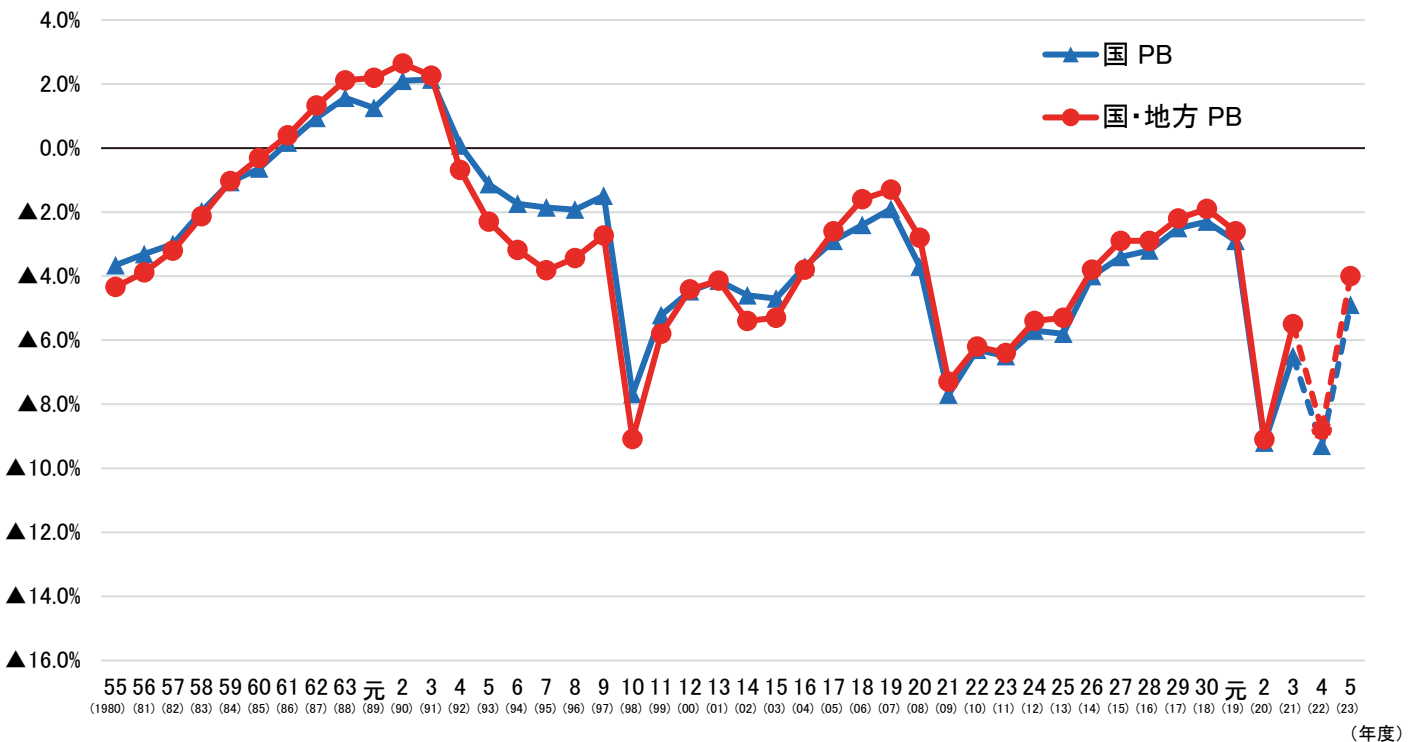
■ 財政収支対GDP比



(注1) 昭和55年度から平成5年度までは、93SNAベース。平成6年度以降は、08SNAベース。

(注2) 平成13年度以前の国財政収支、国・地方財政収支はSNAベースの純貸出(+)/純借入(-)を単純に合計したもの。平成14年度以降の国財政収支、国・地方財政収支は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月24日)(復旧・復興対策及びGX対策の経費及び財源の金額除き)ベースであり、単年度限りの特殊要因を除いていることに留意。

■ プライマリーバランス対GDP比

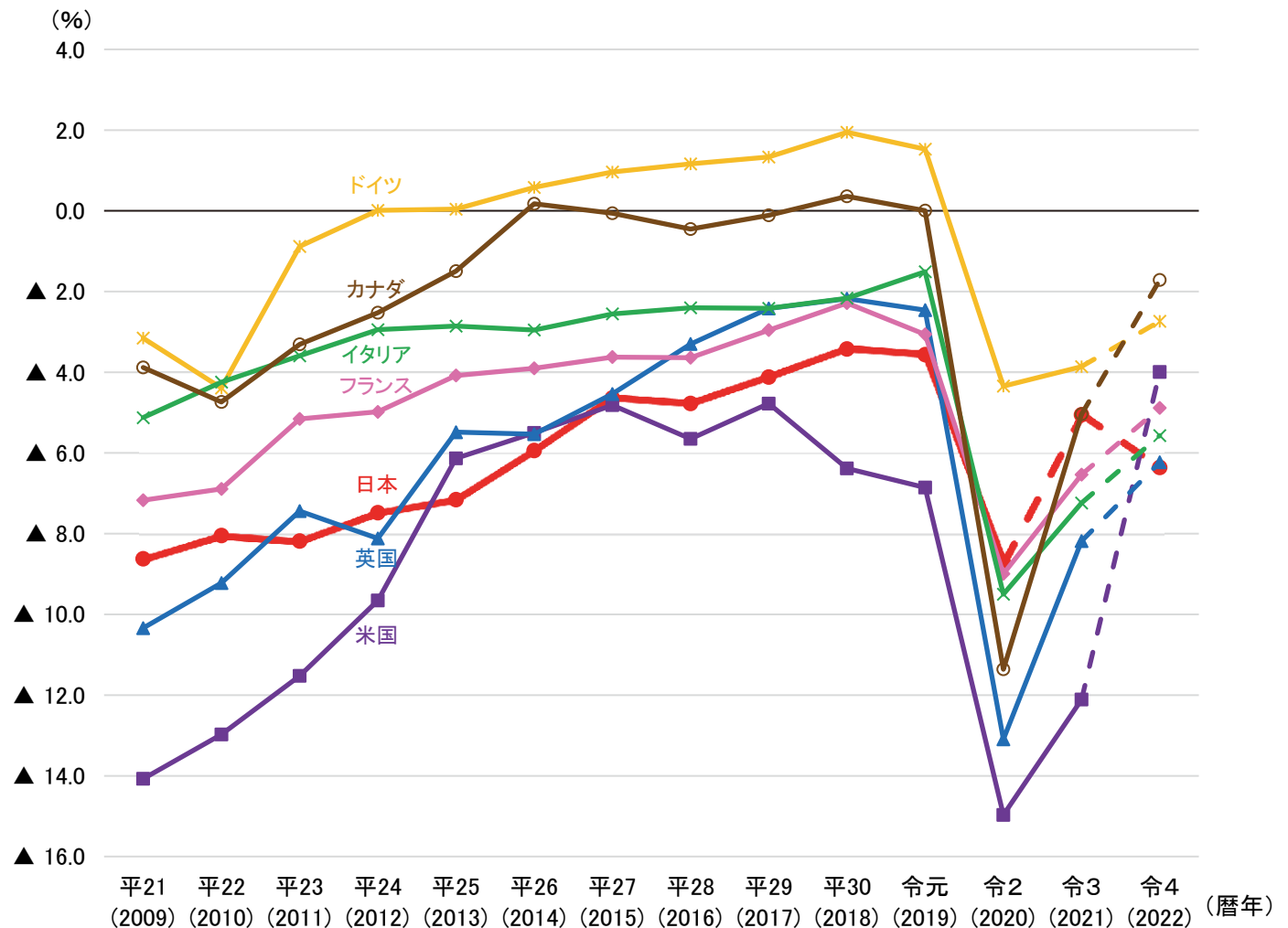


(注1) 昭和55年度から平成5年度までは、93SNAベース。平成6年度以降は、08SNAベース。

(注2) 平成13年度以前の国PB、国・地方PBはSNAベースのプライマリーバランス。平成14年度以降の国PB、国・地方PBは内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月24日)(復旧・復興対策及びGX対策の経費及び財源の金額除き)ベースであり、単年度限りの特殊要因を除いていることに留意。

12. 財政収支の国際比較(対GDP比)

我が国の財政収支は、他の主要国と同様に平成20年(2008年)秋のリーマンショックの影響による悪化から改善傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応のため、令和2年(2020年)以降は大幅な赤字となっています。



暦年	平21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
日本	▲ 8.6	▲ 8.0	▲ 8.2	▲ 7.5	▲ 7.2	▲ 5.9	▲ 4.6	▲ 4.8	▲ 4.1	▲ 3.4	▲ 3.6	▲ 8.7	▲ 5.1	▲ 6.4
米国	▲ 14.1	▲ 13.0	▲ 11.5	▲ 9.7	▲ 6.1	▲ 5.5	▲ 4.8	▲ 5.7	▲ 4.8	▲ 6.4	▲ 6.9	▲ 15.0	▲ 12.1	▲ 4.0
英国	▲ 10.3	▲ 9.2	▲ 7.4	▲ 8.1	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.5	▲ 3.3	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 13.1	▲ 8.2	▲ 6.2
ドイツ	▲ 3.2	▲ 4.4	▲ 0.9	0.0	0.0	0.6	1.0	1.2	1.3	1.9	1.5	▲ 4.3	▲ 3.9	▲ 2.7
フランス	▲ 7.2	▲ 6.9	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 3.1	▲ 9.0	▲ 6.5	▲ 4.9
イタリア	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 2.6	▲ 2.4	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 1.5	▲ 9.5	▲ 7.2	▲ 5.6
カナダ	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.3	▲ 2.5	▲ 1.5	0.2	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.1	0.4	0.0	▲ 11.4	▲ 5.0	▲ 1.7

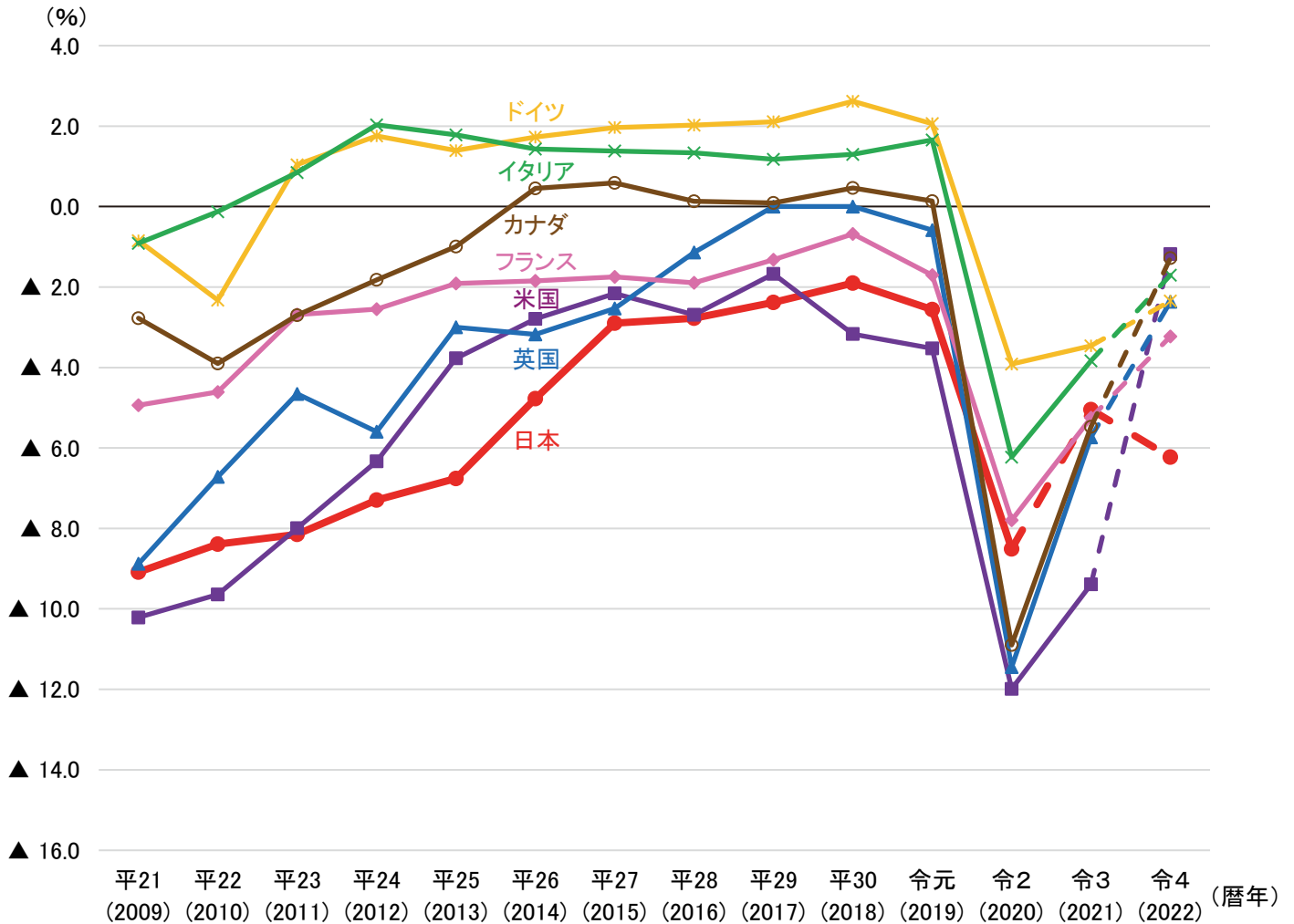
(出所)OECD “Economic Outlook 112” (2022年11月22日)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本は社会保障基金、米国は社会保障年金信託基金を除いた値。

(注2) 日本は2021年及び2022年、それ以外の国々は2022年が推計値。

13. プライマリーバランスの国際比較(対GDP比)

世界最高の債務残高対GDP比水準を抱える我が国においてこそ、PB黒字化を達成する必要性は高いですが、フロー収支でみて我が国の財政運営は引き締まったものとは言えません。また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応のため、令和2年(2020年)以降は大幅な赤字となっています。



(出所) OECD “Economic Outlook 112”(2022年11月22日)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は2021年及び2022年、それ以外の国々は2022年が推計値。

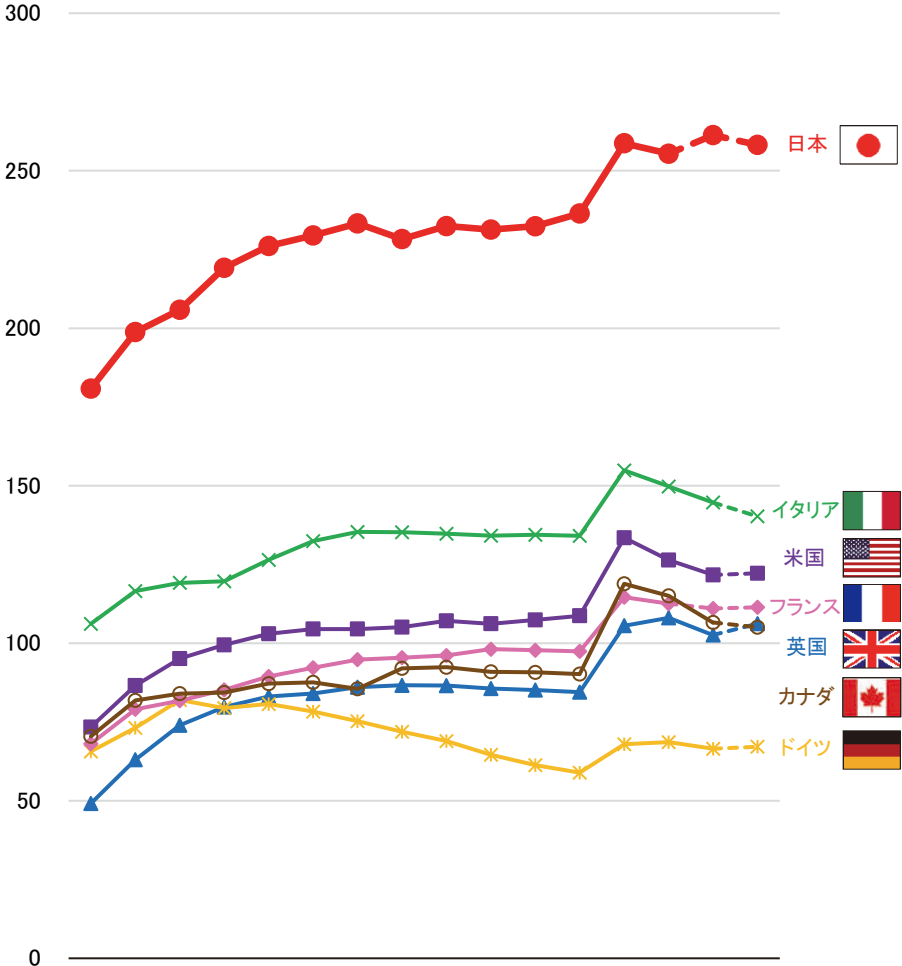
14. 債務残高の国際比較(対GDP比)

債務残高の対GDP比は、G7諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっています。

＜全世界における順位(172カ国・地域中)＞

1	マカオ	0.0%	(%)
2	香港	1.9%	
⋮			
108	ドイツ	68.6%	
⋮			
113	中国	71.8%	
⋮			
154	英国	108.1%	
⋮			
158	フランス	112.6%	
159	カナダ	115.1%	
⋮			
164	米国	126.4%	
⋮			
169	イタリア	149.8%	
170	スーダン	187.9%	
171	ギリシャ	200.7%	
172	日本	255.4%	

＜主要先進国の推移＞



※ 数値は令和3年(2021年)の値。
平20 平21 平22 平23 平24 平25 平26 平27 平28 平29 平30 令和元 令和2 令和3 令和4 令和5
(2008) (2009) (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023) (暦年)

暦年	平成20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)
日本	180.9	198.8	205.9	219.2	226.1	229.5	233.3	228.3	232.4	231.3	232.4	236.4	258.7	255.4	261.3	258.2
米国	73.4	86.6	95.1	99.5	103.0	104.5	104.5	105.1	107.2	106.2	107.4	108.7	133.5	126.4	121.7	122.2
英国	49.2	63.1	74.0	79.8	83.1	84.1	86.1	86.7	86.6	85.6	85.2	84.5	105.6	108.1	102.6	106.2
ドイツ	65.7	73.2	82.0	79.4	80.7	78.3	75.3	71.9	69.0	64.6	61.3	58.9	68.0	68.6	66.5	67.2
フランス	68.1	79.0	81.8	85.2	89.4	92.2	94.8	95.4	96.1	98.1	97.8	97.4	114.7	112.6	111.1	111.4
イタリア	106.2	116.6	119.2	119.7	126.5	132.5	135.4	135.3	134.8	134.2	134.4	134.1	154.9	149.8	144.7	140.3
カナダ	70.4	81.9	84.0	84.3	87.2	87.6	85.5	92.0	92.4	90.9	90.8	90.2	118.9	115.1	106.6	105.1

(出所)IMF “World Economic Outlook”(2023年4月)
(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
(注2) 日本、米国及びフランスは、2022年及び2023年が推計値。それ以外の国は、2023年が推計値。

(コラム①)我が国の資産の見方について

政府が保有する資産の多くは、市場での売却可能性がないか、あっても財政危機時における価値下落の可能性があること等に留意する必要があります。このため、まずは総債務によって財政状況の評価を行うべきです。

なお、財政健全化目標のメルクマールとされている「国・地方の公債等残高」に含まれない債務(公的年金預り金、財投債など)の見合資産は、財政健全化とは直接関係しません。

(参考①)IMFやOECDの資産の見方

■ IMF「Fiscal Monitor(平成30年10月)」

- ・ バランスシート上の資産を評価することは、高い水準の公的債務に起因する脆弱性を否定するものではない。資産の多くは流動性に乏しいか、または市場性がなく、短期的な資金調達や赤字補填に適うものではない。資産の評価価値は債務よりも変動が大きく、景気循環と強く連動するおそれがある。これは、資金調達需要が最も差し迫ったような状況においては、資産価値もどん底まで落ちている可能性があることを意味する。したがって、総債務や財政赤字、資金調達需要を評価することが、財政政策にとって重要であることに変わりはない。」
- ・ 非金融資産は、建造物やインフラ、土地などである。これらの多くは公的な資本ストックであり、経済的・社会的な成果を導く上で不可欠な役割を担うものである。一方で、これらは概して流動性に乏しく市場性もないか、または中長期的に見た場合にのみ市場性を有するにすぎない(例:民営化)。
- ・ 金融資産は、しばしば市場性があり、相対的に流動性があるが、公的企業が保有する直接貸付金や非上場株式はその例外であり、評価の信頼性に乏しいときもある。

■ OECD「対日経済審査報告書(平成27年4月15日公表)」

- ・ 政府資産が大きく蓄積していることは念頭に置いておく必要があるものの、公的部門の現状を概してみするためには、総債務残高が最もよい手法であると思われる。
- ・ 道路や公共施設などの有形固定資産は政府資産の4分の1以上であり、これらは有事の際の現金化は容易ではない。

(参考②)純債務残高対GDP比の国際比較

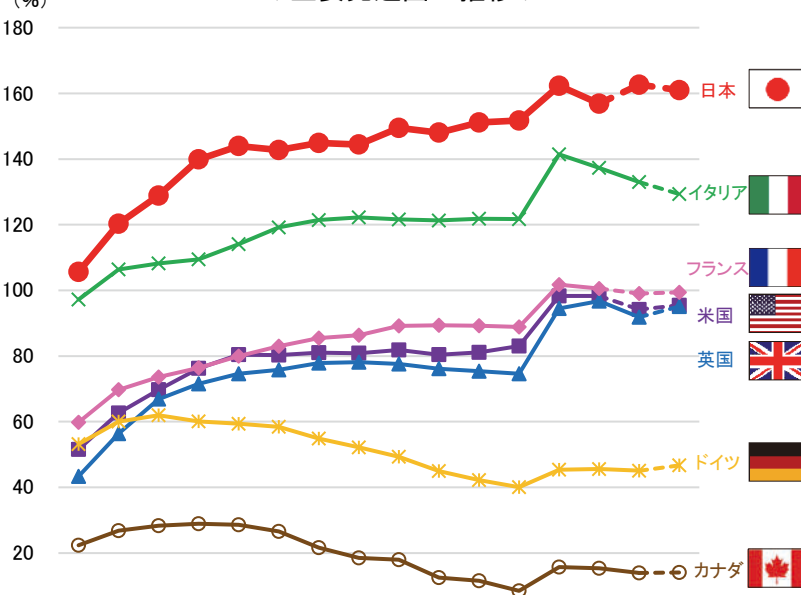
仮に、政府の総債務残高から政府が保有する金融資産(国民の保険料からなる年金積立金等)を差し引いた純債務残高で見ても、我が国は諸外国と比べて高い水準となっています。

< 全世界における順位(85カ国・地域中) >

1	ノルウェー	▲85.3%
2	ルクセンブルク	▲10.9%
3	カザフスタン	▲3.3%
⋮		
11	カナダ	15.4%
⋮		
44	ドイツ	45.6%
⋮		
76	英国	96.7%
77	米国	98.3%
78	フランス	100.6%
⋮		
82	カーボベルデ	130.5%
83	バルバドス	134.3%
84	イタリア	137.3%
85	日本	156.9%

※ 数値は令和3年(2021年)の値。0

< 主要先進国の推移 >



平20 平21 平22 平23 平24 平25 平26 平27 平28 平29 平30 令元 令2 令3 令4 令5 (暦年)
(2008) (2009) (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023)

(出所) IMF "World Economic Outlook" (2023年4月)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本、米国及びフランスは、2022年及び2023年が推計値。それ以外の国は、2023年が推計値。

(注3) 純債務残高は、債務残高から金融資産(通貨・預金、負債証券等)を差し引いたもの。